

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により、（仮称）かほく市総合体育館等整備・運営事業を実施する事業者を選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、客観的な評価の結果を公表する。

令和 3 年 6 月 14 日

かほく市長 油野 和一郎

目次

1. 特定事業の概要	1
(1) 事業名称.....	1
(2) 本事業に供される公共施設の種類.....	1
(3) 公共施設等の管理者の名称	1
(4) 事業目的.....	1
(5) 施設概要.....	2
(6) 事業方式.....	2
(7) 施設の位置づけ	2
(8) 事業期間.....	3
2. 事業者選定までの経緯	4
3. 優先交渉権者の決定	5
4. 提案価格	5
5. 財政負担額の削減率	5

1. 特定事業の概要

(1) 事業名称

(仮称) かほく市総合体育館等整備・運営事業 (以下「本事業」という。)

(2) 本事業に供される公共施設の種類

総合体育館、野球場等

(3) 公共施設等の管理者の名称

かほく市長 油野 和一郎

(4) 事業目的

現在の河北台健民体育館は昭和 52 年に建設され、また併設する七塚武道館は昭和 59 年に建設され、以来、屋内スポーツの拠点機能を担うとともに、市民の生きがいやコミュニティづくりに重要な役割を果たしてきた。

近年は、時代の移り変わりとともに健康志向の高まりなども相まり、スポーツに対するニーズは高度化、多様化し、両施設についても量的・質的に更なる充実が求められている。こうした現状を踏まえ、かほく市では、平成 31 年 2 月に「(仮称) かほく市総合体育館基本構想」を策定し、河北台健民体育館と七塚武道館の各機能を統合した新総合体育館の整備を進めることとし、施設の基本コンセプトを示した。また、令和元年 10 月に「(仮称) かほく市総合体育館基本計画」を策定し、(仮称) かほく市総合体育館施設の整備方針を示すとともに、導入機能等の検討を行った。

本事業は、基本コンセプト及び整備方針に根ざした施設を整備するにあたり、民間の有する資金やノウハウ等を活用し、効率的な施設の整備及び運営が期待できる P F I 事業として実施するものである。

(5) 施設概要

諸室		機能	
競技ゾーン	アリーナエリア	アリーナ	アリーナ
		観戦スペース	観客席、車いす席、VIP席
		運営諸室	審判室、放送室、記者室、主催者事務室 ※放送室を除き平常時は会議室として利用
		器具庫	器具庫、搬出入口
		競技者諸室	選手控室、更衣室、シャワー室
		多目的室	多目的室、授乳室等
	武道場エリア	柔剣道場	競技スペース（柔道と剣道の兼用） 観客スペース（現七塚武道館程度の広さ）
		弓道場	競技スペース
共用ゾーン	トレーニング諸室	トレーニング室、更衣室	
	共用部	風除室、エントランスホール、エレベーター、廊下、階段、トイレ	
運営管理ゾーン	事務諸室	事務室、受付、（仮称）かほくスポーツコミッション室	
	維持管理諸室	管理・監視室・警備室、維持管理職員控室	
	機械室等	機械室、備品倉庫	
外構		駐車場等	
その他		渡り廊下	

(6) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、対象施設ごとの事業方式を以下に示す。

事業方式	対象施設	内容
BTO方式 (Build Transfer Operate)	・(仮称)かほく市総合体育館 ・第1駐車場(敷地内通路含む)	事業者は、市に所有権を移転し、事業期間中において維持管理・運営業務を実施する。
BT方式 (Build Transfer)	・新野球場 ・市道 ・農業用水路	事業者は、施設整備業務又は道路整備業務を行った後、市に所有権を移転する。
O方式 (Operate)	・七塚テニスコート	事業者は事業期間中において維持管理・運営業務のみを実施する。

(7) 施設の位置づけ

本施設は「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第244条に基づく「公の施設」として設置する。

(8) 事業スケジュール

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和21年3月末日までとする。

区分	整備施設		運営施設
対象施設	(仮称)かほく市 総合体育館	新野球場	七塚テニスコート
基本協定の締結	令和3年4月		
特定事業仮契約の 締結	令和3年5月		
本事業契約に 係る議会議決 (本契約の締結)	令和3年6月		
設計・建設期間 ※1	【第1期工事】 令和3年7月～ 令和6年2月 (2年8ヶ月)	【第2期工事】 令和6年4月～ 令和8年3月 (2年)	—
引き渡し及び 所有権移転	令和6年2月末日	令和8年3月末日	—
開業準備期間※2	令和6年3月	—	—
維持管理・ 運営期間	令和6年4月～ 令和21年3月 (15年)	—	令和6年4月～ 令和21年3月 (15年間)

※1 整備施設のうち、第1駐車場、市道及び農業用水路の整備を第1期工事と第2期工事のいずれとするかは、応募者の提案に委ねる。

※2 予約の受付等の一部の開業準備業務については、必要に応じて開業準備期間前に実施するものとする。

2. 事業者選定までの経緯

実施方針の公表	令和2年3月6日(金)
第1回(仮称)かほく市総合体育館等整備・運営事業審査委員会	令和2年3月16日(月)
実施方針に関する質問・意見の受付	令和2年3月19日(木) ～23日(月)
実施方針に関する質問・意見への回答公表	令和2年3月31日(火)
要求水準書(案)の公表	令和2年7月10日(金)
現地見学会の開催	令和2年7月15日(水) ～11月20日(金)
要求水準書(案)に関する質問・意見の受付	令和2年8月7日(金) ～14日(金)
要求水準書(案)に関する質問・意見への回答公表	令和2年9月11日(金)
第2回(仮称)かほく市総合体育館等整備・運営事業審査委員会	令和2年9月16日(水)
特定事業の選定・公表	令和2年9月29日(火)
募集要項等の公表(募集要項、要求水準書、審査基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)の公表)	令和2年9月30日(水)
募集要項等に関する質問の受付(第1回)	令和2年10月13日(火) ～14日(水)
募集要項等に関する質問の回答(第1回)	令和2年10月30日(金)
資格審査の受付	令和2年11月16日(月) ～17日(火)
募集要項等に関する質問の受付(第2回)	令和2年12月3日(木) ～4日(金)
第3回(仮称)かほく市総合体育館等整備・運営事業審査委員会	令和2年12月7日(月)
募集要項等に関する質問の回答(第2回)	令和2年12月25日(金)
参加資格審査通過者との対話の実施	令和2年12月14日(月)
提案書類の受付	令和3年1月26日(火) ～27日(水)
第4回(仮称)かほく市総合体育館等整備・運営事業審査委員会	令和3年2月24日(水)
第5回(仮称)かほく市総合体育館等整備・運営事業審査委員会(ヒアリング)	令和3年3月23日(火)
優先交渉権者の決定及び公表	令和3年3月24日(水)
基本協定の締結	令和3年4月28日(水)
特定事業仮契約の締結	令和3年5月28日(金)
事業契約に係る議会の議決(本契約の締結)	令和3年6月8日(火)

3. 優先交渉権者の決定

(仮称)かほく市総合体育館等整備・運営事業審査委員会は、審査基準(令和2年9月30日公表)に基づき、提案内容等の審査を行い、最優秀提案を選定した。(「(仮称)かほく市総合体育館等整備・運営事業 審査講評」参照)

本市は、その結果に基づき、Hグループ(代表企業:清水建設株式会社)を本事業を実施する優先交渉権者として決定した。

本事業の優先交渉権者は、以下のとおりである。

グループ名	構成	企業名
Hグループ	代表企業	清水建設株式会社
	構成員	株式会社山岸建築設計事務所 株式会社国土開発センター 株式会社豊蔵組 株式会社表組 株式会社ホクタテ コナミスポーツ株式会社
	協力企業	株式会社安井建築設計事務所

4. 提案価格

優先交渉権者として決定したHグループの提案価格(代表企業:清水建設株式会社)は、以下のとおりである。

6,065,304,820円(消費税及び地方消費税等を含まない)

5. 財政負担額の削減率

優先交渉権者の提案価格に基づき、本事業を市が自ら実施する従来型の事業として実施した場合とPFI事業として実施した場合を比べ、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担が約1.16%削減されるものと期待できる。